

(表)

第 号	
写 真	身 分 証 明 書
	官 職 氏 名
上記の者は、古物営業法第22条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
公 安 委 員 会 印	
86	
54	

(裏)

古 物 営 業 法(抜粋)
第22条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所若しくは仮設店舗、古物の保管場所、古物市場又は第10条第1項の競り売り(同条第3項及び第4項に規定する場合を除く。)の場所に立ち入り、古物及び帳簿等(第18条第1項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。(略))を検査し、関係者に質問することができる。
2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを提示しなければならない。
3・4 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。